

NewsLetter

| PATENTS

第四次産業革命分野の特許出願、韓国企業が主導	1
AIスピーカー特許出願、急増中	2
LCDの明るさは高輝度フィルムが責任を持つ	3
マイクロバイーム関連特許出願、増加傾向	5
徐放錠製薬組成物の薬理効果に関する明細書記載要件の判決	6

| TRADEMARKS

“TRANSFORMER”は著名性を獲得しているため、登山用品に対し使用 するとしても需要者を欺瞞するおそれがあるので、その登録は無効とされな ければならない	7
本件登録商標“STRIPE”は、商標として使用されなかったのでその登録 が取消されなければならない	8
2018年11月 TM5、ID5先進国年例会議ソウルで開催	8

| GENERAL LAW

製造物責任法違反行為に対しても集団訴訟制を導入予定	10
---------------------------	----

| LEE NEWS

欧州特許庁(EPO)の審査官訪韓セミナー、リ・インターナショナルで開催	11
-------------------------------------	----

PATENTS

PATENTS

第四次産業革命分野の特許出願、韓国企業が主導

韓国と欧州(EU)市場で韓国企業が人工知能(AI)等の第四次産業革命分野の特許出願を主導していることが分かった。

韓国知的財産研究員が発表した資料によれば、過去10年間(2008年～2017年)の第四次産業革命関連の韓国特許出願件数は、年平均8.7%成長し、同期間の全体特許出願の

増加率(1.3%)を大きく上回った。この中でも、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、ビッグデータ、自律走行等の第四次産業革命の4大分野の特許出願は、サムスン電子、韓国電子通信研究院(ETRI)、LG電子、現代自動車等、韓国企業が主導した。IoT分野のみクアルコムがサムスン電子と同様の1,900件余りを出願した。

—第四次産業革命の4大分野の韓国特許多出願人現況(2008年～2017年)—

(出願件数)

順位	人工知能(AI)		モノのインターネット(IoT)		ビッグデータ		自律走行	
	企業	件数	企業	件数	企業	件数	企業	件数
1	サムスン電子	1,287	クアルコム	1,935	サムスン電子	751	現代自動車	981
2	ETRI	1,111	サムスン電子	1,928	ETRI	290	モビス	686
3	KAIST	315	LG電子	1,384	ハイニックス	194	マンド(Mando)	564
4	グーグル	311	ETRI	756	KT	169	LG電子	293
5	LG電子	227	KT	493	SK Planet	141	ETRI	238

韓国企業による第四次産業革命分野の特許活動は、世界特許市場でも活発であった。欧州特許庁(EPO)が最近発表した資料によれば、2011年から2016年までの第四次産業革命分野の特許出願においてサムスン電子とLG

電子はそれぞれ、1、2位を占めた。1位はサムスン(1634件)、2位はLG(1125件)、3位はソニー(885件)、4位はノキア(640件)、5位はファーウェイ(577件)、6位はクアルコム(552件)、7位はブラックベリー(520件)、8位はフィリップス

PATENTS

(433件)、9位はインテル(428件)、10位はパナソニック(413件)の順であった。国家別シェアは米国(25%)、日本(18%)、韓国(13%)、ドイツ(8%)、中国(6%)といった順であった。

AIスピーカー特許出願、急増中

最近、SKテレコム、KT、グーグル、アマゾン等の国内外企業が人工知能(AI: Artificial Intelligence)技術を適用したAIスピーカー製品を市場に活発に発売している。これと共に、会話が可能なAIスピーカーの特許出願も急増している。

韓国特許庁によれば、AI技術のうち、自然言語処理技術が適用されたAIスピーカー関連の特許出願が2008年から2012年までの5年間で5件だったのに対し、2013年から2017年は41件と8倍以上急増したことが分かった。2016年までは出願件数が毎年1~2件ほどと微々たるものであったが、2017年には34件と急増した。今年も上半期(2018年1~6月)まで既に前年比85%の出願実績(29件)であることから、2018年も出願件数が前年度の水準を上回るものと分析される。

出願人の類型をみると、企業(63.0%)、個人

(28.3%)、大学・研究所(8.7%)という順で、企業の特許出願の割合が最も多かった。多出願人としては、サムスン電子(10.9%)、個人発明家(8.7%)、ロボラス(6.5%)、LG電子(4.3%)等の順であることが分かった。AI技術のうち音声言語処理技術は、人の音声をコンピュータが認識できる文字データに変換する音声認識技術と、コンピュータが認識した文字データの意味を分析してコンピュータがきちんと理解できるようにする自然言語処理技術で構成されており、自然言語処理技術はAIスピーカーの会話性能を左右する核心技術だ。

PATENTS

LCDの明るさは高輝度フィルムが責任を持つ

韓国が世界市場シェア 1 位を占めている LCD TV市場において鮮明な画面と低消費電力のための核心部品技術である輝度向上フィルム技術の特許出願が着実に増加している。韓国特許庁によれば、輝度向上フィルムは、2008年から2012年までの5年間で65件だったのに対し、2013年から2017年は102件と57%増加したことが調査された。

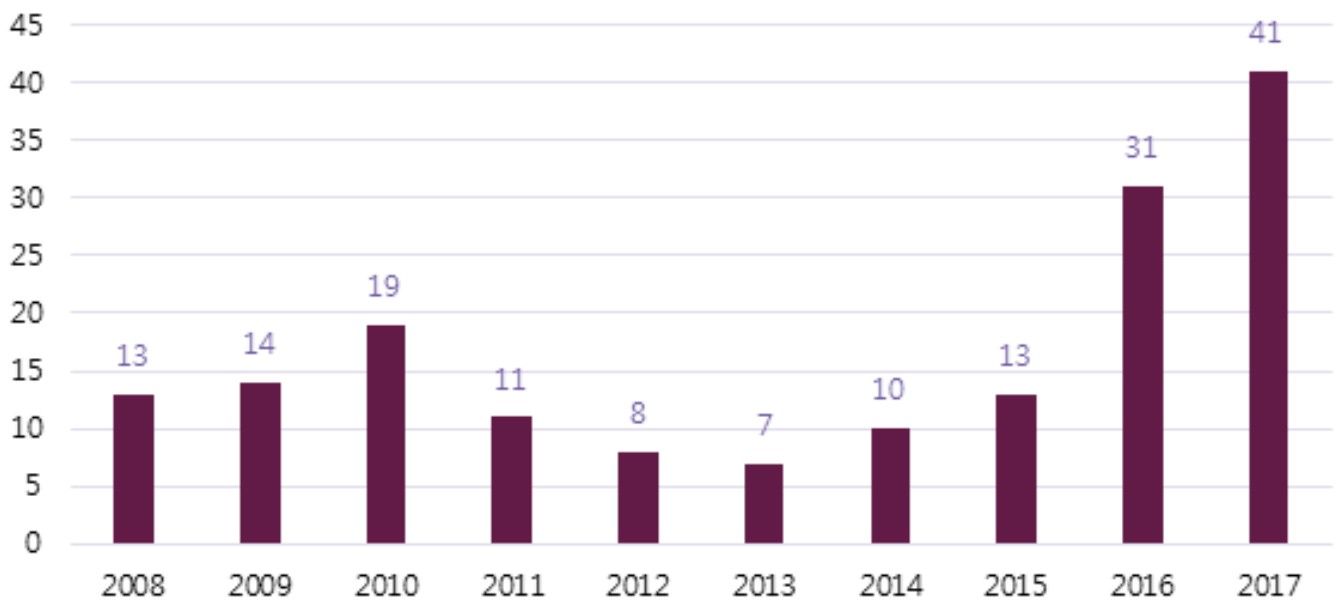
出願人類型をみると、国内企業(111件)、日本企業(33件)、米国企業(16件)、国内大学、研究所等(3件)の順であった。

輝度向上フィルムは、LCD TVにおいて損失される光を再活用して輝度(明るさ)を高め、これにより消費電力を減らす役割を担う。国内企業(暁星、ウンジンケミカル等)が代替技術開発に活発であることが出願増加の原因と分析される。

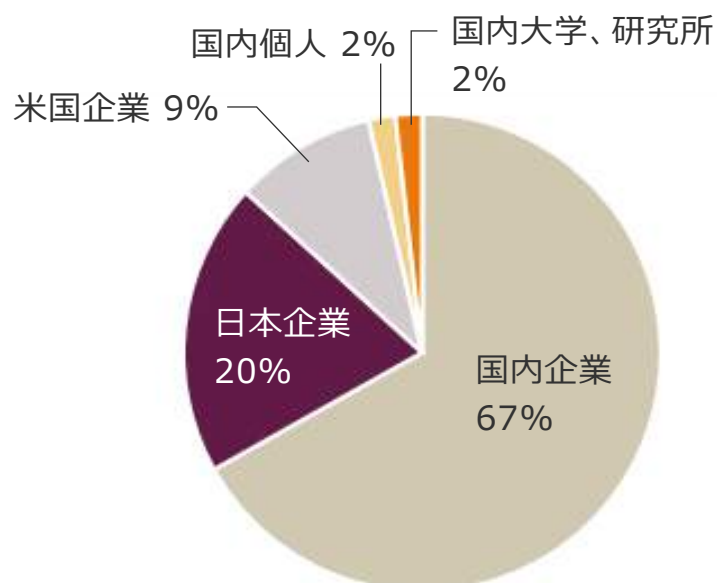
輝度向上フィルムを作動原理に沿って区分すると、①偏光された光の反射を用いた技術、②表面構造において光の屈折を通して集光効果を得る技術、③蛍光体を使用して光の波長を変更する技術に分けることができる。光の反射を用いた技術は現在主に使用されている技術であり、光の屈折を用いた技術、蛍光体を用いる技術は代替技術であり、このような技術は最近2年間出願が急増している。

PATENTS

－輝度向上フィルム特許出願の動向（2008年～2017年）－

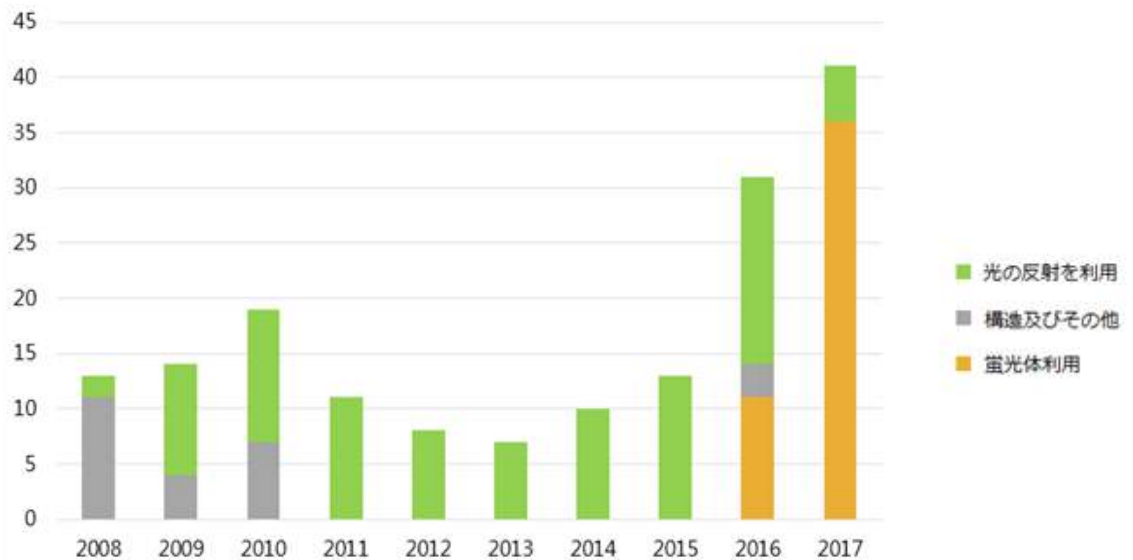


－輝度向上フィルム技術の出願人類型（2008年～2017年）－



PATENTS

—輝度向上フィルム作動原理の類型（2008年～2017年）—



蛍光体を用いる技術は、既存の二重輝度向上フィルム(DBEF)を代替するために、LCDに含まれる基材フィルム内に光の波長を変換させる

蛍光体を添加して輝度及び色再現率を向上させるものだ。

マイクロバイーム関連特許出願、増加傾向

最近、人体に生息又は共生する微生物群集の遺伝情報である「マイクロバイーム情報」を分析して、**第四次産業革命時代のヘルスケアの核心である個別化医療を実現するための研究が活発だ。**

韓国特許庁によれば、2000年から2017年まで総計361件の「マイクロバイーム」関連特許が出願されており、最近5年間で急増して

いる。内国人による出願が63%(226件)、外国人による出願は37%(135件)と、内国人の出願の割合が非常に大きい。内国人の出願の場合、企業が46%、大学及び研究所が37%を占めているが、外国人出願の場合、企業が76%とその大部分を占めている。対象疾患別では、腸炎のような炎症が28%(101件)、免疫疾患が22%(80件)、肥満、糖尿病のようなメタボリックシンドロームが19%(67件)、癌が13

PATENTS

%(46件)、うつ病のような精神疾患が3%(11件)等という順だった。

今後、ヒトマイクロバイームを活用した治療剤市場は、2024年までに94億ドル規模に急成長するものと予想され、これに対比して競争力のある特許権を確保するための努力を加速化させなければならないと思われる。

徐放錠製薬組成物の薬理効果に関する明細書記載要件の判決

韓国旧特許法第42条第3項は、発明の詳細な説明には、通常の技術者が容易に実施できる程度に当該発明の目的、構成及び効果を記載しなければならないと規定している。ところが、「物の発明」の場合、当該発明の「実施」とは、その物を生産、使用する等の行為を言うので、物の発明において、通常の技術者が特許出願当時の技術水準からみて過度な実験又は特殊な知識を付加しなくても、発明の詳細な説明に記載された事項により物それ自体を生産し、これを使用することができ、かつ、具体的な実験等により証明されていなくても、特許出願当時の技術水準からみて、通常の技術者が発明の効果の発生を十分に予測することができれば、上記条項において定めた記載要件を満たしたといえる（大法院2016年5月26日宣告2014フ2061判決等参照）。

最近、韓国の製薬会社である東国製薬がグローバル製薬会社であるノバルティスの末端肥大症の治療剤である「サンドスタチンLAR」関連特許に対し提起した特許無効訴訟において、大法院が、上記明細書の記載要件に関する判断基準を具体的に適用した判決を下した(2018年10月25日宣告2016フ601登録無効(特))。上記ノバルティス特許は、既に末端肥大症の治療用途が公知されているオクトレオチドを有効成分として含む徐放錠製剤に関するものだ。

大法院は、「通常の技術者が、出願当時の技術水準を基準にして、本件の徐放錠製剤を生産、使用することができ、かつ、発明の効果を十分に予測することができる以上、発明の詳細な説明にヒトに対する臨床試験結果や本件の対象疾病に対する直接的な治療効果等が記載されていなくても、旧特許法第42条第3項にて規定された記載要件を満たしているといえる。」と判示した。

今回の大法院の判決は、徐放錠製剤の薬理効果に関する明細書の記載程度を提示したという点で意義がある。すなわち、大法院は、既に治療用途が公知された有効成分を含む徐放錠製剤の場合、発明の詳細な説明に、この製造例や動物に対する実験データが記載されていれば、通常の技術者がその結果を基にしてヒトに対しても、投与量を調節して同じように再現し、効果を予測できると判断した。

TRADEMARKS


TRADEMARKS

“TRANSFORMER”は著名性を獲得しているため、登山用品に対し使用しても需要者を欺瞞するおそれがあるので、その登録は無効とされなければならない

CASE No. 2018ホ2533登録無効(商)

事実関係

株式会社プラトナスが、‘金属製テントパック、登山用アイゼン(Eisen)’等の指定商品に対し商標登録を受けた本件登録商標

“”に対し、“TRANSFORMER”という商標を先使用していた HASBRO, INC.が登録無効審判を請求した。

特許審判院は、HASBRO, INC.の先使用商標と本件登録商標は、標章が類似するが、登録商標の指定商品と先使用商標の使用商品の間には経済的牽連性がないという理由で審判請求を棄却したが、これに対し HASBRO, INC.は特許法院に不服訴訟を提起した。

特許法院の判断

先使用商標は、映画タイトルとして国内でも著名性が認められ、商取引の実情上、当該タイトルが付された変身ロボット玩具製品の販売

が需要者に予想される点、先使用商標の売上高と広告額が相当なものである点、等を考慮するとき、先使用商標は著名性が認められると判断した。従って、本件登録商標がロボット玩具分野ではない登山用品に使用されるとしても、HASBRO, INC.と特殊な関係にある者により生産・販売されているものであるかのように認識されることで、需要者を欺瞞するおそれがあるので、旧商標法第7条第1項第11号に該当し、その登録は無効とされなければならないと判断した。

判決の意義

一般的に旧商標法第7条第1項第11号の判断に際しては、先使用商標の周知度と指定商品と使用商品の経済的牽連性を考慮して判断する。しかし、本件では商品間の経済的牽連性が高くないとしても、先使用商標の周知度が非常に高く、取引実情等を考慮する場合、本件登録商標が先使用商標権者により提供されるものであるかのように誤認される事情があると判断した点に意義がある。尚、株式会社プラトナスは本特許法院判決に対し、上告状を提出したので(2018フ11827)、大法院がこれに対し最終的にどのような判断を下すのかは今しばらく待たねばならない。

TRADEMARKS

本件登録商標“STRIPE”は、商標として使用されなかったためその登録が取消されなければならない

CASE No. 2017ホ7180 登録取消(商)確定

事実関係

株式会社アモーレパシフィックは、“STRIPE”を‘マニキュア’等に対し商標登録を受けた後、マニキュア製品容器及びホームページに色相名として本件登録商標を表示した。これに対し株式会社株式会社ストライプインターナショナルが、本件登録商標に対し不使用取消審判を請求し、特許審判院は審判請求を認容したが、株式会社アモーレパシフィックは、本件登録商標を同社のホームページ及び製品容器に使用した事実があるという理由で特許法院に訴を提起した。

特許法院の判断

株式会社アモーレパシフィックが本件登録商標を表示した位置や大きさをみると、他の表示に比べ非常に小さく表示されている点、他の広く知られた標章とともに色相を紹介する文句として使用されていた点、一般需要者も本件登録商標をマニキュア製品の色相表示程度に認識している事情等を考慮するとき、

本件登録商標が商標として使用されていたとは判断されないため、その登録を取消した本件審決は正当なものと判断される。

判決の意義

商標法第119条第1項第3号の商標使用は、商標の本質的機能であり商標が使用されることで認められるが、これは商品との関係、商品等に表示された位置、大きさ等、当該標章の使用態様、登録商標の周知度及び使用者の意図と使用経緯等を総合して、実際の取引界でその表示された標章が商品の識別標識として使用されているか否かを判断しなければならない。

従って、登録商標を指定商品に表示して販売、広告したという事情だけでは、商標取消しを免れがたいことを明確に判示した点で意味がある。

2018年11月 TM5、ID5先進国年例会議ソウルで開催

TM5(Trade Mark 5)、ID5(Industrial Design 5)とは、全世界の商標・デザイン出願を主導する韓国、アメリカ、ヨーロッパ、日本、中国、5カ国の商標・デザイン庁を意味するもので、TM5、ID5年例会議が2018年11月1

TRADEMARKS

日から6日までの6日間、ソウルのインペリアルパレスホテルで開催された。

本会議では、第4次産業革命時代を迎え新しい協力方向を提示する共同宣言文 (Joint Statement) を採択した。

今回のTM5会議では、国家ごと指定商品の名称に対する審査基準が異なり、同一指定商品として複数国家で登録を受けることが難しい点を解決するために、'共通認定商品リスト構築方案'等のような15の協力事業の推進事項について論議する一方、新しく推進する新規事業として、商標侵害認識向上方案事業を採択した。

一方、今回ID5会議では、各国のデザイン保護制度を比較分析した'デザイン登録要件比較研究'等のような9個の協力課題が論議され、'3Dプリンティングとデザインの保護、新規性に関するインターネット参考証拠引用研究'等のような6つの新しい協力事業が採択された。

パク・ウォンジュ韓国特許庁長は、「2012年のTM5、2015年のID5体制出帆以来、TM5とID5は商標とデザイン分野の世界的流れを主導する重要な役割を担ってきた。今後の第4次産業革命時代における商標・

デザイン分野の変化を導いていくにあたって、TM5とID5が先頭に立っていけるように努力していこう」と語った。

GENERAL LAW

GENERAL LAW

製造物責任法違反行為に対しても集団訴訟制度を導入予定

早ければ2019年から迅速・公正な消費者紛争解決のため、集団訴訟制度が製造物欠陥に対しても拡大される予定だ。集団訴訟制度は、被害者の一人又は一部が加害者や加害企業を相手とする訴訟にて、判決が確定した場合、他の被害者にも別途の訴訟なしに判決の効力が及ぶ制度で、韓国では現在証券分野にのみ適用されている。

2018年4月19日から改正施行中の製造物責任法によれば、製造業者が製造物の欠陥を知りながらも必要な措置をとらなかった結果として、生命又は身体に重大な損害を被った者がある場合、発生した損害の3倍以内の範囲で責任を負うことになるとともに、被害者が製造業者が誰なのか分からず、供給業者も被害者に製造業者が誰なのかを明らかにできない場合、供給業者が被害者に損害を賠償する責任がある。また、被害者が該当製造物が正常に使用された状態で損害が発生し、その損害が製造業者の実質的な支配領域に属する原因に起因するという事実、又はその損害が製造物の欠陥さえなければ通常は発生しないという事実を証明する場合、欠陥が存在すると推定できるように明文化され

ることで、被害者の立証責任が緩和された。

従って、このような改正製造物責任法にて集団訴訟制度まで導入される場合、製造物責任の訴訟頻度及び賠償額が増えることが予想される。特に、製造業者は顧客のクレームに対し、初期段階から綿密に調査し、製品の欠陥がある場合には、リコール等の積極的な後続措置を取らねばならず、供給業者も製造業者が誰なのかを常に把握し、これを適時に被害者に告示する必要があるものと思われる。

LEE NEWS

LEE NEWS

欧州特許庁(EPO)の審査官訪韓セミナー、リ・インターナショナルで開催

2018年10月18日、リ・インターナショナル特許法律事務所にて欧州特許庁(EPO)の審査官訪韓セミナーが開催された。今回のセミナーは弊所顧問の吳剛鉉(オ・ガンヒョン、前特許庁長)の主宰であり、EPOの機械分課局長ら5名の審査官が来訪し、EPOにおける最近の審査傾向及び効果的な欧州特許出願の戦略について発表した。このセミナーでは、

リ・インターナショナルの弁理士だけでなく、一般企業も欧州特許戦略討論に参加する等、熱気を帯びた雰囲気の中で約2時間行われた。

今回のセミナーは、弊所におけるEPO出願の専門性が認められる機会になったものと思われる。





Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんならゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%p以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

